北海道の景観行政について

第9回 北海道景観行政団体等連携会議 兼 景観行政セミナー (令和元年10月16日 開催)

北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観グループ

1 北海道の取組状況について

道では、平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、関連施策と景観との連携を強化する取り組みを行っています。

「北海道景観形成ビジョン」の新たな基本方針

○重点的な取組

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、 景観への意識を高める。

【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

○継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり

【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり

【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

○関連施策事業との連携

- 連携事業における会議や研修等にて、景観への意識を高めるため、 景観との関わりを講演する等。
- ・ホームページやパネル展などで、景観との関連性をPR。

(景観との関わりイメージできるチラシやパネル等を作成) など

※「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」の設置

· 設 置:令和元年(2019年)5月22日

・目 的:「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組である

「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良

好な景観づくり」に基づき、景観形成と庁内におけ

る関連施策との連携強化を図る。

・開催状況:令和元年(2019年)9月2日 第1回庁内連絡会議を開催

2 北海道内の景観法等活用状況について

H31(2019).3.31現在 景観計画区域 景観地区(3) 北海道全域(この区域には、地先公有水面を含む)) ・ニセコ町:ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区 羊蹄山麓広域景観形成推進地域(7) ・ 倶知安町: ヒラフ高原景観地区 蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、 ・富良野市:北の峰景観地区 京極町、倶知安町 景観協定(6) 景観協議会(1) 景観重要道路 旭川市(1)、東川町(5) 美瑛町(1) ・国道5号、230号、276号及び393号 道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、 京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線 景観重要河川 • 尻別川 景観重要建造物(12) 札幌市(2)、黒松内町(6)、東川町(2) 美瑛町(2) 景観重要樹木(4) 美瑛町(4) 景観整備機構(3) • 北海道:一般社団法人 北海道建築士会 • 札幌市:一般社団法人 北海道建築士会 · 兩館市: 特定非営利活動法人 はこだて街なかプロジェ 景観行政団体のない振興局

胆振・檜山・留萌・宗谷・十勝

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、 長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町(H29.4)

景観行政団体(17)

3 景観まちづくりの意義

景観づくりは、暮らしや地域の営みを支える様々な成果を引き出す

潤いの実感できる 生活環境 活力と魅力ある 地域づくり

地域への誇りと 愛着を育む

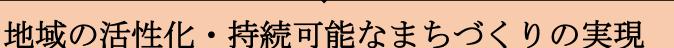
活発なまちづくり

生活のための環境と併せて、目で見える環境をさらに豊かなものに

住みよいまち

いつまでも住みたいまち

住みたく・訪ねたくなる まち



定住人口の増

地域間交流の増進

中心市街地の活性化

※ 景観形成にあたって

- ○景観形成は、行政が定めるものだが、<u>地域住民との</u> 合<u>意形成が必要</u>である。
 - •景観法においても景観計画の決定は、住民説明会 等の実施を義務づけ(法第9条)
- ○地域にとって良好な景観とは何かを考える。
 - ・地域(市町村)が目指す姿を言葉ではなく形にすること(総合計画等に定められた目標など)
- ○<u>未来の子どもたちに</u>、私たちは<u>何を残すのか(残せ</u> るのか)を検討する。

4 景観行政団体について

(1)良好な景観形成について

(居住環境の向上等住民の生活に密接に関係)

【北海道景観条例】

最低限の基準

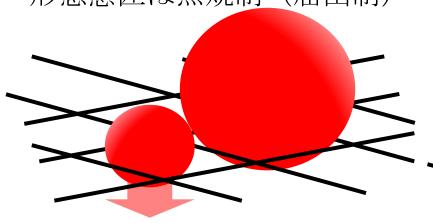
- ・規模を定めて届出
- ・規制は主に色彩(命令)
- ・形態意匠は無規制 (届出制)

【市町村の場合】

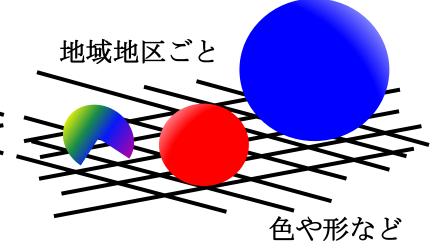
地域の特色に応じた

きめ細かな規制誘導

方策が可能



例えば、「大規模」・「けばけば しい」ものには、フィルターをか ける機能はある。



(2)景観行政団体とは

- ○景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。 (都道府県、政令市、中核市)
- ○その他の市町村は、知事との協議を経て景観行政団体となることができる 北海洋沿土町井の見知行が国外が行き土地

(京観伝第98条)	・・・北海道は中町村の景観行政	(団体移行を文援
景観行政団体になる	景観計画の策定	・・・法第 8条-第15条
とできること	建築等の行為規制 (届出制度)	・・・法第16条-第18条
	景観重要建造物・樹木の指定	・・・法第19条-第46条
	景観重要公共施設の整備等	・・・法第47条-第54条
	景観協定の認可	・・・法第81条-第91条
	景観整備機構の指定	・・・法第92条-第96条
市町村ができること	景観地区(都市計画区域及び準都市計	·画区域内)
		・・・法第61条-第73条

※景観行政団体で なくてもできる

法第61条-第73条

地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限

・・・法第76条

準景観地区(都市計画区域及び準都市計画区域外)

· · · 法第74条-第75条

(3)景観まちづくりの進め方

ステップ1

投げかけ導入

住んでみた いまちはど んなまち?

セミナーやフォーラム を実施し、魅力ある景 観が果たす効果に気づ いてもらいます。

ステップ2

発 見

まちの中の 気になる景 観を探して みよう

街歩きやタウンウォッチングを実施し、普段 気にしていない景観を 発見し、地域の良好な 景観資源として位置付 けることが可能となり ます。

ステップ3

探求

暮らしの中 の景観を もっと調べ てみよう

ステップ4

まとめ評価

みんなで住 みよい、す てきな景観 をつくるに は?

景観条例や景観形成 に係る基本方針(ガイドライン)や基 計画(ガイドプラ 計画(ガイドプラ 計画を策定し目指し でき景観を具体化の移 行を目指しましょう。

発意

市町村景観条例· 景観計画(案)検討

協義

市町村景観条例 議会議決

公示

景観行政 団体移行

·住民意見の反映

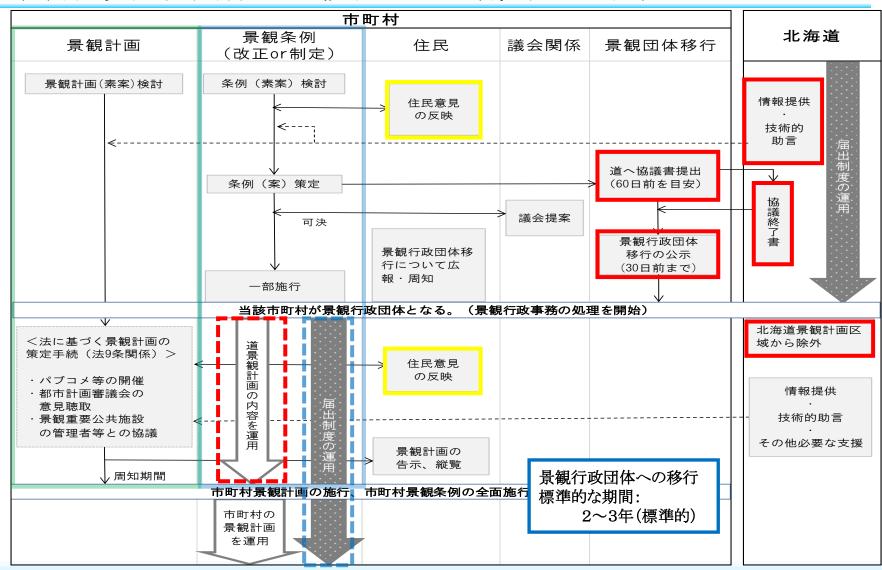
・60日前を目安

※道がこれまで進めてきた景観施策との整合性等について協議

※協議と条例議 決の順序は任意 ·30日前まで

·条例一部施行 ※市町村景観計画 策定までは、道景 観計画を運用

(4) 景観行政団体への移行フロー(標準的な例)



5 広域景観形成地域について

(1)広域景観形成地域とは

- 複数市町村にまたがる地域
- 広域景観形成指針を策定
- 一般区域とは異なる規制基準で道が届出制度を運用
- ※現在、指定されているのは「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」

(2) 広域景観形成地域の指定により

広域景観形成指針に基づいた一体的な景観保全、活用、景観形成

- ・地域特性に応じた届出対象行為、景観形成基準の設定
- ・景観重要公共施設の指定(道路、河川、港湾等)
- •景観阻害要因への措置要請
- ・市町村、公共施設管理者、住民間の意識の共有化

北海道景観条例 第13条

知事は、<u>複数の市町村にまたがり</u>、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、<u>当該地域の存する市町</u>村の長の申出に基づき、広域景観形成推進地域として指定することができる。

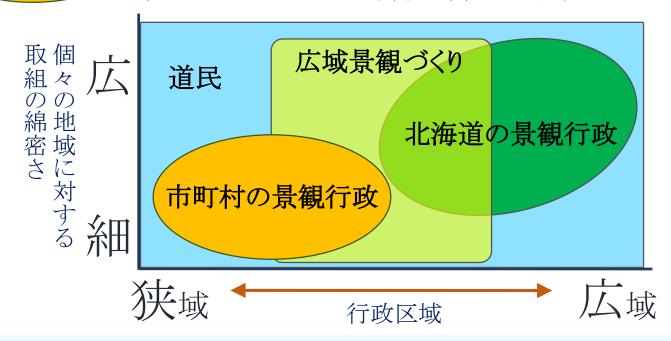
(3)道と市町村の役割



- ・市町村の枠を超えた広域景観づくりを推進
- ・「広域景観推進地域」は景観特性を共有する地域で、 一定程度の地域特性を踏まえた取組を推進
- ・景観計画の内容は全道一律

市町村

- ・地域の特色を生かした、よりきめの細かい景観づくり
- ・住民生活により近い距離で、住民と協働しながら取組む



(4) 広域景観形成地域の指定について

○道の役割

[STEP 1]

地域機運の盛り上げ 協議会の 設立支援



[STEP 2]

条例に基づく地域指定 地域指定と 指針の策定



STEP 3

地域指定後の支援 指針に沿った 景観づくりの推進



推進協議会の開催

ワークショップによる支援

申出

指針検討

意見聴取

諮問

指定

- ・地元の市町村長から 知事に申出
- ·広域景観形成指針 (案)の検討
- ·住民意見の反映
- ·地元市町村長との協
- ·景観審議会への諮問·答申
- ·広域景観形成推進地 域指定及び広域景観 形成指針の決定

6

北海道の景観法に基づく

建築物等の届出状況について

道における景観法に基づく届出件数は、平成24年度(2012年度)の806件をピークに平成27年度(2015年度)まで減少していましたが、平成28年度以降は増加に転じています。



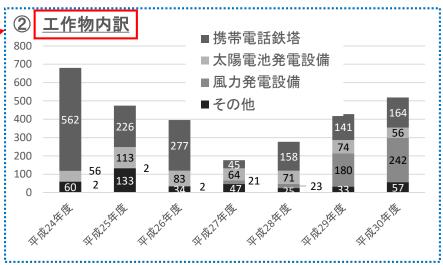


表1 【振興局別届出等の件数】

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホー ツク	十勝	釧路	根室	合計
H29年度 (2017年度)	16	91	53	60	27	35	24	28	40	61	34	49	19	21	558件
H30年度 (2018年度)	18	69	58	62	21	70	51	20	59	40	34	94	38	23	657件
前年比(%)	113	76	109	103	78	200	213	71	148	66	100	192	200	110	118%

表1及び表2のとおり、地域別と 届出件数が多い工作物を抽出し ましたが、特に「風力発電設備」 の届出が突出し、日本海側での 建設が増加しています。

風力発電・太陽光発電設備は、 再生可能エネルギー導入促進の 一方、大規模な設備は景観への 影響も大きいことから、各市町村 では、景観を保全していくための 視点を含めた検討が必要です。

表2【H29·30 振興局別届出等の件数(3工作物)】

_	22 【1120 00 版头的加加田中*2月级(0工月份/】									
		携	帯 電 話鉄	塔	太陽位	電池発電	設備	風力発電設備		
		H29 (2017)	H30 (2018)	増・減	H29 (2017)	H30 (2018)	増・減	H29 (2017)	H30 (2018)	増・減
空	知	5	5	0	0	1	1	0	0	0
石	狩	9	9	0	10	11	1	40	23	-17
後	志	10	13	3	3	4	1	15	15	0
胆	振	13	18	5	13	5	-8	2	2	0
日	髙	10	7	-3	3	2	-1	13	10	-3
渡	島	8	15	7	10	10	0	10	41	31
檜	山	5	7	2	0	0	0	15	42	27
上	Л	19	14	-5	0	0	0	0	0	0
留	萌	7	4	-3	0	0	0	32	54	22
宗	谷	9	7	-2	0	0	0	42	17	-25
オホー	ーツク	17	22	5	5	4	-1	1	0	-1
十	勝	15	34	19	17	11	-6	0	0	0
釧	路	13	7	-6	4	3	-1	0	23	23
根	室	1	2	1	9	5	-4	10	15	5
合	計	141	164	23	74	56	-18	180	242	62

※ _____:20件以上の届出等

- H29→30で20件以上の増加





道では、平成27年度(2015年度)に「<u>北海道太陽電池・風力発電設備景</u> <u>観形成ガイドライン」</u>を策定しており、 <u>景観に配慮すべき事項をチェックリス</u> ト化しており、道のホームページにて 公表しています。

○<u>「北海道太陽電池・風力発電設備</u> <u>景観形成ガイドライン</u>」

配慮すべき事項をチェックリスト化

- ・自然的地域、市街地、沿道など地域区分ごとに配慮事項を記載
- •道のwebページで公表 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/ mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm

【参考】

- ○道景観計画区域内における届出対象施設及び規模
- ①風力発電設備
 - •一般区域

高さ15mを超えるもの

- ・羊蹄山麓広域景観形成地域 高さ10mを超えるもの
- ②太陽電池発電設備
 - •一般区域:

高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの

•羊蹄山麓広域景観形成地域:

高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの

太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分	景観形成配邀事項								
(類似景観)	設備	設備周辺	付帶施設						
各地区共通	 」地域の良好な景観資源への近接を避ける バネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び影談急圧とする 	樹木の代採、造成などの範囲は必要 続小限とし、地形改変を極力延ける敷地内は可能な限り縁化を行う							
	□ 法則性を持たせ、まとまりのある配置 とする	■ 周辺に植栽を施すなど修業を図る	── 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を 考慮する						
	 バネルと築台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する 展望地からの眺望への影響を極力回 	→ 視覚的なまとまりに配慮して、地域で 施設を点在させない	差守し、周辺との調和を図る業電量などの表示板は位置や色彩に配						
	避·低減する		虚する						
自然的地域 (森林域・海岸 域・河川域な <u>球当</u> 権	地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置。規模及び形態意匠とする 自然環境と調和した形態意匠となるよう配点する ラムサール条約登録温地及び鳥獣保	■ 有解期や指当期など季節や時間の 移り変わりによる景観の変化に配慮 した修景を図る	 自然環境との調和こ配慮した配置、規						
	護区などの指定地域と周辺並びに自 然公園の周辺への設置は避ける								
概光地 (自然リゾート 地区・歴史文化 的地区)	観光地地域への設置は権力避ける 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を懸ける 歴史的・文化的施設への直接的な設置を超ける 当該祝光地地域の景祝特性に配慮し	■ 当該観光地地域の景観特性に配慮 した修泉を図る ■	 職争を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする 送電機制は地中化を図る 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び移施室匠とする フェンスなどは、圧迫感を与えないよう 						
较当事	─ た位置・配置、規模及び形態意匠とする。		・ 道路域界線などから適切な後退距解を 設ける 開鎖的な印象を与える塀の設置は極力 選げる						
台道 (道語·鉄道·新 幹線沿線·河川 抽)	主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川 軸については、道路牧界線などからの 適切な離隔及び高力に配慮する 支差点付近では、周囲と調和するよう 核量する 地形などを生かして見え方を最小化する 地域のランドマークに対する見通しに 気を配る 川沿いに設置する場合は、水辺や対	」地域にふさわしい並末づくりや道路 境界に極致する」 道路境界の緑化や花塊などの整備 に努める	□ フェンスなどは、圧迫感を与えないよう 道路						
	単などからの眺望を考慮する								
田園地域 (農山漁村・ 市街地)	快序のある連続した配置に努める 山陸などの個料地に設置しない 地域の景観質順であるシンボル的機 木への近接は選げる 周辺の景観作物との景観上の調和に 努める	■ 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	■ 層辺景報と調和した位置・配置、規模及び形態急症とする						
市街地 (住宅地区·商 業業務地区·駅 前地区·工業地 区) 該当標	周囲と調和した形態意匠とする圧迫感を与えないよう道路環界機などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する	周囲との連続感のある生け垣などによる核果を行う縁化や花瓊などの整備に努める	建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修泉に勢める 送電機網は地中化を図る 開鎖的な印象を与える塀の設置は極力 遊ける						

- ※1 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道〈景観行政団体15市町村の区域を除く〉へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。
- ※2 チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。
- ※3 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

【参考】道内市町村の再生可能エネルギーに対する取り組みについて (独自のガイドライン・基準等の制定状況) エロスコモ(2019年)4月1

平成31年(2019年)4月1日時点 制定(改正) 施設名 振興局 市町村名 条例等名称 年月日 中標津町 根室 太陽光発電設備 太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 H25.3.25 (景観行政団体) 蘭越町小型風力発電(20Kw未満)設置に係わるガイドライン 風力発電設備 後志 蘭越町 H29.11.14 伊達市 伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン 胆振 H30.6.15 松前町小型風力発電施設(20kv未満)設置に係わるガイドライン 渡島 松前町 H29.8.1 せたな町小型風力発電(20kw未満)施設建設に関するガイドライン 檜山 せたな町 H30.3.1留萌市 留萌市小型風力発電施設建設に関するガイドライン H29.11.15 増毛町小型風力発電施設(50kw未満)設置に係るガイドライン 増毛町 H29.12.1 小平町小型風力発電施設(50kw未満)建設に関するガイドライン 小平町 H29.12.11 苫前町 苫前町小型風力発電施設設置に関するガイドライン H29.12.1 留萌 羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドライン H29.12.20 羽幌町 初山別村小型風力発電施設等の設置に関するガイドライン 初山別村 H30.1.15 遠別町風力発電施設に関するガイドライン 遠別町 H25.5.23 天塩町 天塩町小型風力発電に係るガイドライン H30.1.1 稚内市小型風力発電施設等の設置及び運用の基準に関する条例 H29.12.13 稚内市 稚内市風力発電施設建設ガイドライン H12.4.1猿払村風力発電施設設置に係るガイドライン 猿払村 H28.11.10 浜頓別町小型風力発電施設設置に係るガイドライン 浜頓別町 H29.5.15宗谷 枝幸町小型風力発電施設設置に係るガイドライン 枝幸町 H29.3.28豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン 豊富町 H29.12.11 利尻町小型風力発電施設等設置に係るガイドライン 利尻町 H29.11.24 利尻富十町小型風力発電施設等設置に係るガイドライン 利尻富十町 H29.10.13 幌延町 |幌延町小型風力発電施設建設に関するガイドライン H29.11.27 北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン 再生可能エネルギー全般 渡島 北斗市 H29.11.20

7 情報提供等

○再生可能エネルギー発電設備について

道内における導入実績は、平成24年度(2012年度)と平成28年度(2016年度)の発電量を比較した場合、約2倍になっており、太陽光や風力、バイオマス及び地熱といった多様なエネルギー源が豊富な北海道においては、その活用に向けて進められていくと考えられる。

○北海道における	ろ新エネ道入	実績(発雷)
	0/10/10-11.44/10	

740時度に401万分列一个中央人人機(元电) (中国・カル					
	H24	H25	H26	H27	H28
太陽光(住宅)	8.0	10.2	12.1	13.9	15.2
太陽光(非住宅)	2.4	25.2	49.1	83.4	99.9
風力	28.8	31.6	32.1	32.1	35.0
中小水力	81.1	81.3	79.9	83.3	83.3
バイオマス	2.4	2.5	2.5	5.4	10.8
地熱	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
廃棄物	23.8	23.9	24.3	24.3	24.3
Total	149.0	177.2	202.5	244.9	271.0

- ※1 道経済部の「北海道における新エネルギー導入拡大の取組」より
- ※2 「太陽光」の住宅は出力10kW未満、非住宅は出力10kW以上のもの

○ 宗谷岬ウインドファーム (ユーラスエナジー(株))



(稚内新工ネルギー研究会HPより)

○ ソフトバンク苫東安平ソーラーバーク(H27,12~)○ 紋別バイオマス発電(株)/オホーツクバイオエナジー(株)



(写真: SB Energy(株)HPより)



(単位:万kW)

平成28年12月営業運転開始 発電規模50MW

①「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の 促進に関する法律」について

平成31年(2019年)4月1日に「<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備</u>に係る海域の利用の促進に関する法律(以下、「再エネ海域利用法」という。)」が施行され、経済産業省と国土交通省にて、同年6月11日に再エネ海域利用法第8条に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定の運用に関して、「<u>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</u>ギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインを策定しています。

【洋上風力導入の意義】

- ○海域再生可能エネルギーの利用促進は、<u>広大な海域の開発・利用</u>を有効に進める 観点から、<u>海洋政策上の重要課題</u>として、海洋基本計画に位置づけ。
- ○風力は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、<mark>地球温暖化対策に有効</mark>であり、大規模な開発により<u>経済性の確保</u>できる可能性のあるエネルギー源であり、 発電施設の部品数が多く、<u>関連産業への波及効果が期待</u>。
- ○洋上風力発電設備の設置・維持管理での港湾を活用することによる<u>地元産業への</u> <u>好影響が期待</u>。

【目標・効果】

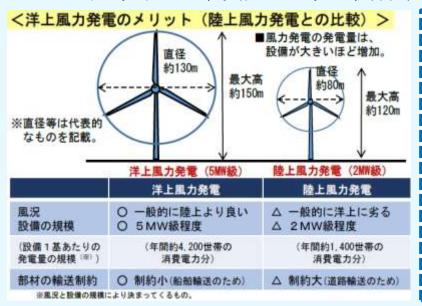
我が国の海域において、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。

・風力発電全体の導入容量:

約350万kW(2017年度)⇒約1,000万kW(2030年度)

・(KPI)運転が開始されている**促進区域数**:

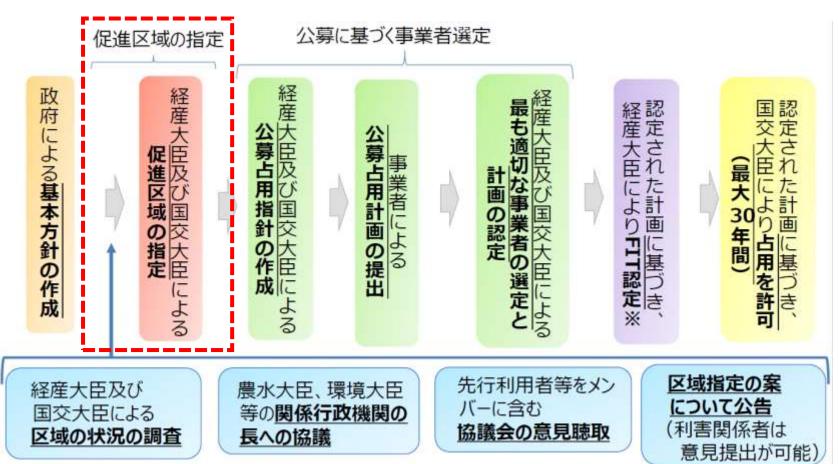
0区域(2017年度)⇒地域・関係者のご理解を前提に5区域(2030年度)



- ・一般海域(領海及び内水のうち、 漁港の区域、港湾区域等を除く海 域)にて、海洋再生可能エネル ギー発電設備の整備に係る海域の 利用を促進するための区域の指定、 及びこれに関わる先行利用者との 調整の枠組みを定める。
- ・公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、長期の占用を実現するにあたり必要な手続を定める。

②再エネ海域利用法における促進区域の指定について

・再エネ海域利用法においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととなっている。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

③促進区域の指定プロセスについて

・促進区域の指定に向けては、<mark>都道府県からの情報収集等を踏まえ、有望な区域等を整理した上で、この整理に応じて、協議会における調整や国による詳細調査を</mark> 進めていくこととしている。



【参考】促進区域の指定基準

促進区域の指定に当たっては、再エネ海域利用法第8条第1項第1号から第6号までの基準(以下参照)を<mark>総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定</mark>していくこととなる。

〇促進区域の指定基準(再エネ海域利用法第8条第1項)

第1号 自然的条件と出力の量

・<u>気象、海象その他の自然的条件が適当</u>であり、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が</u> 相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

・当該区域及びその周辺における<u>航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく</u>、 海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であること。

第3号 港湾との一体的な利用

・海洋再生可能エネルギー<u>発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該</u>区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

・海洋再生可能エネルギー**発電設備と**電気事業者が維持し、及び運用する<u>電線路との電気的な接続が適切に確保されること</u>が見込まれること。

第5号 漁業への支障

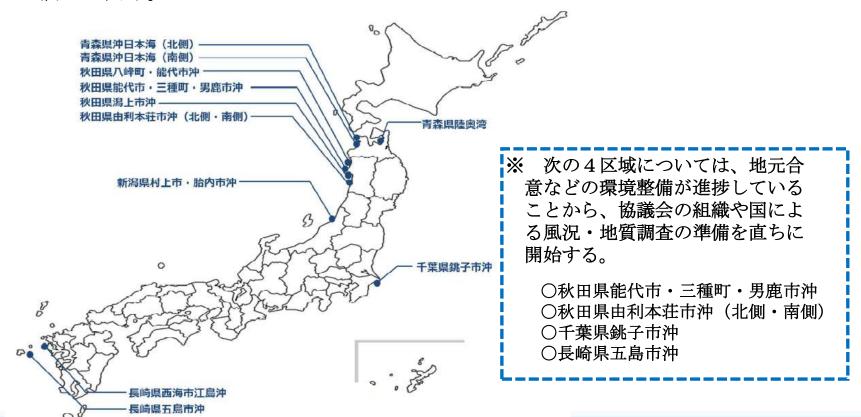
・海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、<u>漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる</u>こと。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

・漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した<u>漁港の区域</u>、 港湾法に規定する**港湾区域**、海岸法により指定された**海岸保全区域**等と**重複しないこと**。

④今回の有望な区域等の整理(令和元年(2019年)7月30日)の概要

- ・経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局にて、これまで、都道府県等が保有する情報の収集等(平成31年(2019年)2月8日~4月15日)を実施。
- ・都道府県の情報、有識者による第三者委員会の意見を踏まえて、区域指定ガイドラインに基づき、既に一定の準備段階に進んでいる区域(11区域)を整理。
- ・このうち4区域は、「有望な区域」として協議会の組織や国による風況・地質 調査を開始。



【参考】有望な区域の条件について

有望な区域の条件等については、次のとおり区域指定ガイドラインにて規定しています。

〇有望な区域の選定条件(区域指定ガイドライン抜粋)

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進め <u>るべき区域</u>を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、<u>少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な</u> 程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものと して、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② <u>利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること(協議会の設置</u>が可能であること)
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

〇計画的·継続的な促進区域の指定のための考慮事項(区域指定ガイドライン抜粋)

長期的、安定的かつ効率的に洋上風力発電事業を促進していくためには、地域関係者の理解が得られることを前提として、**計画的・継続的な市場形成**に努めることが重要である。

このため、促進区域の指定の案の決定に係る第三者委員会においては、以下の観点からも議論を行い、これを踏まえて促進区域の指定の案を決定することとする。

- ① 中長期的な観点から、年間の洋上風力発電の導入量に偏りが生じないこと
- ② 特に初期の段階において、洋上風力発電産業の成熟度合いも加味し、段階的に導入拡大を 図ること

【参考】協議会の運営方について

協議会の運営方法は、次のとおり区域指定ガイドラインにて規定しています。

〇協議会における協議事項(区域指定ガイドライン抜粋)

本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関 し必要な協議を行うこととし、関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、 協議会(上述の実務者会議等を含む。)においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を 行う。

- ① 促進区域の指定(変更を含む。)についての利害関係者との調整
- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

〇合意形成の方法(区域指定ガイドライン抜粋)

協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。

- ① 地域・利害関係者(海域の先行利用者等)の意見は特に尊重する。
- ② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。(ただし、公共の利益や、当事者及び第三者の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。)

こうした合意形成を経て、協議会において促進区域の指定の案についての協議が整うまでには、<u>少</u>なくとも有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。

⑤道内の状況について

【道内における「有望な区域」】

平成31年(2019年)4月に、道経済部より海域を有する市町村の意見を取りまとめ、国へ情報提供をしているが、現在のところ、<u>今年度の「促進区域」への指定見込みはない</u>。

【環境影響評価】

道内では「促進区域」の指定はされていないが、既に<u>環境影響評価の配慮書が2</u> 件提出されている。

○(仮称)檜山エリア洋上風力発電事業

事業者	電源開発株式会社	
事業実施想定区域	「せたな町~上ノ国町」の沿岸エリ	リア
規模	海面からブレードの上端(高さ)	197~260m
	ローター径	174~220m
	最大125基を設置する計画	

○(仮称)北海道石狩湾沖洋上風力発電事業

事業者	コスモエコパワー株式会社
事業実施想定区域	「石狩市浜益区~小樽市蘭島」の沿岸から、水深200m程度のエリア
規模	海面からブレードの上端(高さ) 189~245m
	ローター径 164~220m
	最大 76基を設置する計画

【景観の視点】

- ・<u>景観資源及び眺望点との確認と調整</u>・地域住民との合意形成
- ・行政界の確定が必要(設置箇所が海上であるため)